目

次

示

第四百二十五号

令和五年

曜

次に掲げる電子決済サービス

十一月九日

日

(五) (四)

Diners Club

AMERICAN EXPRESS

楽天キャッシュ 楽天ポイント

A p p l e P a y

木

Ŧi. 指定納付受託者の指定の期間 令和五年十月二日から令和六年三月三十一日まで

山梨県告示第二百六十六号

より、次のとおり指定納付受託者を指定した。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定に

令和五年十一月九日

山梨県知事

幸

区渋谷二丁目二十四番十二号 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 株式会社トラストバンク 東京都渋谷 長 太郎

六七八

○国土調査の成果の認証(二件)…………

○落札者の決定について………

○家畜伝染病の発生………………………………………………………………………………………六七六

二 指定納付受託者を指定した日 令和五年十月二日

三 指定納付受託者に納付させる歳入 寄附金歳入(インターネットを利用して納付す るふるさと納税に係るものに限る。

済サービス 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類 次に掲げる電子決

d 払い

auかんたん決済

より、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和五年十一月九日

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定に

山梨県告示第二百六十五号

告

示

- 3 ソフトバンクまとめて支払い
- A m a z o n Р а у
- 5 P a y P a l
- 7 楽天ペイ メルペイ
- 8 a u P A Y

三 指定納付受託者に納付させる歳入 寄附金歳入 (インターネットを利用して納付す

るふるさと納税に係るものに限る。)

指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類

次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード

二 指定納付受託者を指定した日 令和五年十月二日

区玉川一丁目十四番一号 楽天クリムゾンハウス

指定納付受託者の名称及び事務所の所在地、楽天グループ株式会社

山梨県知事

長

崎

幸 太

東京都世田谷 郎

- P a y P a y
- あと払い(ペイディ)

五 指定納付受託者の指定の期間 令和五年十月二日から令和六年三月三十一日まで

山梨県告示第二百六十七号 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一 項の規定に

Щ

第四百二十五号 令和五年十一月九日

六七五

梨県公 報

JCB

VISA

MasterCard

地方自治法

Щ

梨

より、 次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和五年十一月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 山梨県甲府市武田二丁目九番四号 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 山梨中銀ディーシーカード株式会社
- 指定納付受託者を指定した日 令和五年十月二日
- るふるさと納税に係るものに限る。) 指定納付受託者に納付させる歳入 寄附金歳入 (インターネットを利用して納付す
- ドマークが付されたクレジットカード 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類 次に掲げるブラン
- MasterCard
- VISA

五 指定納付受託者の指定の期間 令和五年十月二日から令和六年三月三十一日まで

山梨県告示第二百六十八号

次のとおり寄附金の収納事務を委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、

令和五年十一月九日

山梨県知事 長 崎 幸 太郎

楽天グループ株式会社 委託の相手方 東京都世田谷区玉川一丁目十四番一号 楽天クリムゾンハウス

一 委託に係る寄附金 ふるさと納税に係る寄附金(インターネットを利用して納付す るものに限る。)

三 委託の期間 令和五年十月三十一日から令和六年三月三十一日まで

山梨県告示第二百六十九号

次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、

令和五年十一月九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

腐 蛆 病	病の種類 家畜伝染		
蜜蜂	種家畜の		
患畜	の疑患 区似患畜 分患な る		
一 群	発生群数		
北杜市	発生場所		
令和五年十月十六日	発生年月日		

山梨県告示第二百七十号

般の縦覧に供する。 設事務所 路の区域を変更する。その関係図面は、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道 (吉田支所を除く) において、この告示の日から令和五年十一月三十日まで一 山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建

令和五年十一月九日

道路の種類 県道

山梨県知事

長

崎

幸

太

郎

路線名 大月上野原線

三 道路の区域

_				
		上野原市犬目字君越一三四七番一地先まで上から	上野原市犬目字塚ノ沢一三五三番一四地先	区間
	新		旧	の 旧別 新
	一五・〇~	一七・六	六・九~	敷地の幅員
	八 八 · 四		八八.四	(メートル)

公 告

松くい虫駆除命令内容の公表

より公表する。 のとおり駆除命令を行うので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定に 森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、次

令和五年十一月九日

区域及び期間

1 り」は、 区域 甲斐市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする(「次のとお 省略し、その関係図書を山梨県林政部森林整備課及び中北林務環境事務所

山梨県知事

長

崎

幸

太

郎

- 2 期間 令和五年十二月十一日から同年同月十八日まで
- 二 森林病害虫等の種類 行うべき措置の内容 森林病害虫等防除法第二条第一項第一号に規定する松くい虫
- 1 く皮したうえ、当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却するこ て、当該樹木に薬剤を散布し、当該樹木を薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木をは 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、 当該樹木を伐倒し
- 2 するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松く 枝条及び樹皮を焼却すること。 したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している い虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は当該根株をはく皮 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存
- 3 該伐採木等を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木等をはく皮したうえ、松くい虫 う。以下同じ。)を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、当 土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。)をい が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等(伐採された樹木その他
- る被害の発生状況に鑑み、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常 にまん延し、一1の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるた い虫による被害が発生していること並びに本年度における気象条件及び松くい虫によ 命令をしようとする理由 一1の区域及びその周辺の松林において前年度中に松く
- Ŧi. その他必要な事項
- 1 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林病害虫防除員の指示に従
- 2 3により申請書を提出する場合は、この限りでない。 北林務環境事務所を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、中
- 3 措置を行った後速やかに、中北林務環境事務所を経由して知事に提出するものと し、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかど 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該 損失補償金の額を決定し、及び損失補償金を交付する。

- 4 又は一部を行うことができる。 いとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部 木等を所有し、又は管理する者が、一2に定める期間内に三に掲げる措置を行わな 知事は、三1に規定する樹木、三2に規定する伐採跡地又は三3に規定する伐採
- 額をその者から徴収することができる。 ることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する 置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け 知事は、4の措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、三に掲げる措

5

6 る者は、令和五年十一月二十二日までに、 して不服を申し出ることができる。 一1の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理す 知事に対し、理由を記載した文書を提出

国土調査の成果の認証

国土調査の成果を認証した。 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 次のとお

令和五年十一月九日

ŋ

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

- 調査を行った者の名称 忍野村
- 調査を行った時期 平成二十七年五月七日から平成二十九年三月三十一日まで
- \equiv 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 五四 調査を行った地域 南都留郡忍野村内野の一部
- 認証年月日 令和五年十一月一日

国土調査の成果の認証

ŋ 国土調査の成果を認証した。 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 次のとお

令和五年十一月九日

山梨県知事 長

崎

幸

太

郎

調査を行った者の名称 忍野村

- 調査を行った時期 平成二十八年四月二十六日から平成三十年三月三十一日まで
- \equiv 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 五四 調査を行った地域 南都留郡忍野村内野の一部
- 認証年月日 令和五年十一月一日

Щ

梨県公

発行者

Ш

梨

県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番